

和歌山県警察交通機動隊運営規程

(最終改正：令和3年4月26日 和歌山県警察本部訓令第20号)

和歌山県警察交通機動隊運営規程を次のように定める。

和歌山県警察交通機動隊運営規程

和歌山県警察交通機動隊運用規程（昭和45年8月15日本部訓令第35号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県警察組織の細目等に関する規程（昭和37年和歌山県警察本部訓令第32号）第31条の規定に基づき、交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 交機隊は、主として主要道路における機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ、次の各号に掲げる警察活動を行うことを任務とする。

- (1) 交通指導取締り
- (2) 交通整理
- (3) 交通事故事件発生時の初動活動
- (4) その他特に命じられた事項

(分駐所の設置)

第3条 交機隊に分駐所を置く。分駐所の名称、位置は、別表のとおりとする。

(勤務種別)

第4条 交機隊の勤務種別は、普通勤務及び特別勤務とする。

- (1) 普通勤務とは、第2条に定める任務を遂行するための勤務をいう。
- (2) 特別勤務とは、第22条に定める任務を遂行するための勤務をいう。

(勤務制)

第5条 交機隊の勤務制は、次による。

- (1) 交通部交通機動隊長（以下「隊長」という。）、副隊長、庶務係及び隊長が指定する者は、通常勤務とする。
- (2) 前号以外の者は、毎日制勤務及び交替制勤務とする。

2 隊長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず勤務制を変更することができる。

(勤務時間)

第6条 交機隊の勤務時間は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）の定めるところによる。

(月間勤務計画)

第7条 隊長は、交機隊の活動を効率的に行うため、月間勤務計画表（別記様式第1号）により、勤務計画を策定するものとする。

2 隊長は、前項の勤務計画によりがたい特別の事情が生じたときは、これを変更することができる。

(勤務指定)

第8条 隊長は、道路交通の実態、交通事故事件の発生状況、諸行事等を考慮して、勤務指定表（別記様式第2号）により、当日の勤務指定を行うものとする。

(勤務計画の通報)

第9条 隊長は、第7条による勤務計画を、関係所属長に通報するものとする。

(隊日誌)

第10条 交機隊に隊日誌（別記様式第3号）を備え、当日の勤務状況等を記録しておかなければならない。

(勤務日誌)

第11条 隊員は、勤務状況を勤務日誌（別記様式第4号）に記録し、速やかに隊長に報告しなければならない。

(活動状況報告書)

第12条 隊員は、毎月の活動状況を活動状況報告書（別記様式第5号）に記録し、翌月の5日までに隊長に報告しなければならない。

（点検等）

第13条 隊長又は隊長が指名する幹部は、隊員の出勤に際し、車両及び服装の点検を行うとともに、勤務重点、受傷事故の防止、その他必要な事項を指示しなければならない。

（交通法令違反事件の処理）

第14条 隊員は、交通法令違反事件を検挙したときは、速やかに関係書類を作成し、隊長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた隊長は、その内容を審査のうえ、交通反則通告制度適用の交通法令違反については、関係書類を交通反則通告センターに送付し、その他の交通違反事件については、対応する検察庁若しくは裁判所に対し送致（付）又は検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

（交通事故事件の措置）

第15条 隊員は、職務執行中に交通事故事件を現認又は認知したときは、負傷者の救護、現場保存等必要な措置を講じた後、速やかに事件を関係警察署に引き継ぐものとする。

（交通事故事件以外の事件の措置）

第16条 隊員は、交通事故事件以外の事件を現認又は認知したときは、被疑者の逮捕、現場保存、参考人の確保その他証拠の保全に必要な初期的措置を講じた後、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第78条に定める引継書により、管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

（身柄を拘束した場合の措置）

第17条 交機隊が交通法令違反で身柄を拘束したときは、最寄りの警察署に留置を依頼することができる。

（その他の事案の取扱い）

第18条 交機隊が取り扱った前4条以外の警察事案については、必要な措置を講じた後、関係警察署に引き継ぐものとする。

（会議）

第19条 隊長は、毎月1回以上所属会議及び幹部会議を開催し、次の事項について隊務の統一、改善を図るものとする。

- (1) 活動重点及び活動結果に関すること。
- (2) 指導監督に関すること。
- (3) 教養訓練に関すること。
- (4) 車両及び装備資機材の点検に関すること。
- (5) その他、隊の運営に関すること。

2 前項の状況は、記録しておかなければならない。

（指導監督）

第20条 幹部は、それぞれの職責を自覚し、厳正な規律と執務能力の向上を図るため、常に指導監督に当らなければならない。

2 監督巡視は次のとおりとする。

- (1) 隊長 随時
- (2) 副隊長 月1回以上
- (3) 小隊長 月2回以上

（教養訓練）

第21条 隊長は、隊員に対し職務遂行上必要とする知識及び技能について、実践的な指導教養を実施し、業務運営の効率化を図らなければならない。

2 隊長は、新たに隊員となった者に対しては、期間を定めて交通指導取締り、自動車検問、車両の運転等隊員として必要な教養訓練を行わなければならない。

（応援要請）

第22条 交機隊の応援派遣を必要とする関係所属長は、急を要する場合を除き、次に掲げる事項を明らかにして、応援派遣要請書（別記様式第6号）により隊長に要請しなければならない。

- (1) 応援要請の理由
- (2) 応援の期間及び人員
- (3) 必要とする装備資機材（車両を含む。）
(連絡協調)

第23条 隊長は、交機隊の効率的な運用を図るため、関係所属長及び関係機関と常に密接な連絡を保たなければならない。

(細部規定)

第24条 交機隊の運営に関する細部事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

分駐所の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|--------------------|
| 交通機動隊紀北分駐所 | 岩出市高塚 198 番地の 1 |
| 交通機動隊和歌山分駐所 | 和歌山市舟大工町 23 番地 |
| 交通機動隊紀南分駐所 | 田辺市上の山一丁目 2 番 15 号 |

(別記様式省略)